

- 1 2. 第三年目の十分の一を納める年に、あなたの収穫の十分の一を全部納め終わり、これをレビ人、在留異国人、みなしご、やもめに与えて、彼らがあなたの町囲みのうちで食べて満ち足りたとき、
- 1 3. あなたは、あなたの神、主の前で言わなければならない。「私は聖なるささげ物を、家から取り出し、あなたが私に下された命令のとおり、それをレビ人、在留異国人、みなしご、やもめに与えました。私はあなたの命令にそむかず、また忘れもしませんでした。
- 1 4. 私は喪のときに、それを食べず、また汚れているときに、そのいくらかをも取り出しませんでした。またそのいくらかでも死人に供えたこともありません。私は、私の神、主の御声に聞き従い、すべてあなたが私に命じられたとおりにいたしました。
- 1 5. あなたの聖なる住まいの天から見おろして、御民イスラエルとこの地を祝福してください。これは、私たちの先祖に誓われたとおりに私たちに下さった地、乳と蜜の流れる地です。」

## 説教

申命記 26 章 12~15 節では、三年ごとにささげる十分の一のささげ物をする際の儀式について教えられます。これは毎年ささげる十分の一のささげ物とは別の十分の一献金ということになります。

まず、「十分の一」のささげ物について説明しなければなりません。人類最初に「十分の一」をささげたのは信仰の父アブラハムでした。彼は神が与えてくださった恵みに感謝し、自分のすべての財産の十分の一を神にささげました（創世記 14:20）。次に十分の一のささげ物をするのはアブラハムの孫であるヤコブです。彼は家を追い出されて石を枕に野宿した時、神が現れ、彼が野宿したその土地をヤコブとその子孫に与えると約束してくださる神の恵みに感謝して、「すべてあなたが私に賜わる物の十分の一を私は必ずあなたにささげます。」と告白しました（28:22）。こうして、「十分の一」のささげ物は、神の恵みに感謝した者が、その感謝の表明、感謝のしるしとして自分の全収入の十分の一を神にささげたものでした。「十分の一」という規準も、もともとはアブラハムやヤコブといった人間の側で決めたものです。でもそれが、後には神の定めである律法となります。つまり、人間が自主的にこうしようと決めた「十分の一」という規準を、神がそれで良しとして「律法」となさるのです。レビ記 27 章 30 節にはこうあります。「地の十分の一は、地の産物であっても、木の実であっても、みな主のものである。それは主の聖なるものである。」同様に、申命記 14 章 22 節にはこうあります。「あなたが種を蒔いて、畑から得るすべての収穫の十分の一を必ず毎年ささげなければならない。」そして、人々が毎年ささげるこの「十分の一」のささげ物は、神の働きをする「レビ人」に分配されました（民数記 18:21-24）。

申命記 26 章で命じられている「十分の一」のささげ物は、これとは別の「十分の一」です。毎年ささげる全収穫の「十分の一」ではなく、三年ごとにささげる全収穫の「十分の一」です。つまり、毎年神にささげる「十分の一」に加えて、三年に一度「十分の一」をささげることが、ここで命じられているのです。12 節で「第三年目の十分の一を納める年に」と言われているのはそういう意味です。ここでは、三年ごとに「十分の一」をささげる際に果たすべき儀式が命じられています。

「第三年目の十分の一を納める年に、あなたの収穫の十分の一を全部納め終わり、これをレビ人、在留異国人、みなしご、やもめに与えて、彼らがあなたの町囲みのうちで食べて満ち足りたとき、あなたは、あなたの神、主の

前と言わなければならない。」(12-13) これによると、毎年ささげる「十分の一」と三年ごとの「十分の一」にはいくつかの違いがあります。

既に述べた通り、毎年ささげる「十分の一」のささげ物は、神の働きをするレビ人に分配されました。これに対し、三年ごとにささげる「十分の一」のささげ物は、「レビ人」のみならず、「在留異国人、みなしご、やもめ」といった、収穫のない貧しい人たちに分配されました。このことは既に14章でも言われていました。「三年の終わりに、その年の収穫の十分の一を全部持ち出し、あなたの町囲みのうちに置いておかなければならない。あなたのうちにあつて相続地の割り当てのないレビ人や、あなたの町囲みのうちにいる在留異国人や、みなしごや、やもめは来て、食べ、満ち足りるであろう。あなたの神、主が、あなたのすべての手のわざを祝福してくださるためである。」(14:28-29)

毎年ささげる「十分の一」は、幕屋や神殿など中央の礼拝所に持って行きます。これに対し、三年ごとの「十分の一」は、中央の礼拝所には持って行かず、「町囲みのうちに置いて」おきます。そして、「これをレビ人、在留異国人、みなしご、やもめに与え」、「食べて満ち足」らせました。つまり、自分でこれを管理して適切に貧しい人たちに分配したのです。

このため、本当にこの通りにしたのかどうかを、今度は中央の礼拝所に行って、神の前に報告する義務がありました。これが14節と15節です。「あなたの収穫の十分の一を全部納め終わり」の「納め終わり」とは、文字通りには「ささげることを全うし」です。果たして本当に三年目の「十分の一」を取り分けたのか、さらには、それを適切に貧しい人たちに配分したのか、自己責任だけに、きちんと神の前に報告する義務があったのです。当然それを怠れば責任を問われることにもなります。

三年目の十分の一を取り分け、これを貧しい人々に分かち合うことを全うしてから、次のように告白するよう命じられます。「私は聖なるささげ物を、家から取り出し、あなたが私に下された命令のとおり、それをレビ人、在留異国人、みなしご、やもめに与えました。私はあなたの命令にそむかず、また忘れもしませんでした。私は喪のときに、それを食べず、また汚れているときに、そのいくらかをも取り出しませんでした。またそのいくらかでも死人に供えたこともありません。私は、私の神、主の御声に聞き従い、すべてあなたが私に命じられたとおりにいたしました。あなたの聖なる住まいの天から見おろして、御民イスラエルとこの地を祝福してください。これは、私たちの先祖に誓われたとおりに私たちに下さった地、乳と蜜の流れる地です。」(13-15)

「第三年目の十分の一」はここでは「聖なるささげ物」と呼ばれます。「第三年目の十分の一」は、ささげる前から実は既に自分のものではなく、本質的に聖なる神のものであります。それで、それを自分の「家から取り出し」ます。「取り出す」は「放牧する、一掃する、根絶やしにする」という意味のことばです。神のものなので、それが自宅にあれば盗みとなります。それで、家から一掃して神にささげます。そして、神のものとして「レビ人、在留異国人、みなしご、やもめに与え」ます。ここでは貧しい彼らに「与えました」と報告します。このことは神のみこころであり、ご命令です。それで次のように報告します。「私はあなたの命令にそむかず、また忘れもしませんでした。」「命令に背かず、忘れなかった」と、神に忠実に従ったと、服従を報告するのです。「第三年目の十分の一」は自分のものではなく、あくまで神ご自身のものなので、神のものとして、みこころに沿うように配分しなければなりません。それが貧しい人々に分け与えるということになります。別の用途に使うということは許されません。例えば「喪中」など「汚れている時に」つまみ食いをする、あるいは「そのいくらかでも死人に供える」ということです。収穫物を「死人に供える」のは、追善供養のような風習がおそらくカナンに根強くあつて、それを警戒しての言及なのでしょう。それでここでは、神の命令に背かなかつたという告白の具体的なものとして、「第三年目の十分の一」については喪中にも汚れた時にも手を付けず、死人に供えたこともないと報告するのです。と

りわけ「第三年目の十分の一」が収穫と関わることなのですから、この豊かな収穫が「ご先祖さまのおかげ」なのか、それとも「天地を造り支配している神のおかげ」なのかをはっきりさせなければなりません。それで、喪の時にも手を付けず、死人に供えたこともないと告白します。そして、これを受けて、「私は、私の神、主の御声に聞き従い、すべてあなたが私に命じられたとおりにいたしました。」とあらためて報告するのです。先には「命令に背かず、忘れなかった」と告白しましたが、ここでは確信をもって「聞き従い、命令通りに行いました」と総括します。

要するに、**神のご命令の通り、「第三年目の十分の一」には何があっても一切手を付けず、これを残らず貧しい者たちに分け与えました、**と言うのです。ちなみに、三年ごとの「十分の一」と言えば、一年で計算するとその三分の一となります。月に10万円の収入のある人なら、その十分の一の一万円が神のものとなり、さらにそれに加えてその三分の一である約3,400円が貧しい人への施しという計算になります。20万円ならその約2倍の6,700円、30万円ならその三倍の約一万円が、貧しい献身者や留学生、あるいは貧しい兄弟姉妹への施しとして分配する、ということになります。

1-11節では「初物」について教えられていました。**全収穫の「初物」と十分の一は神にささげ、さらには十分の一の三分の一は貧しい人に施す、これが収穫感謝なのです。**収穫の感謝として、神にささげ、人に施します。神への感謝をこういう形で具体的にあらわすという、これはとても大切なことです。

告白は、「あなたの聖なる住まいの天から見おろして、御民イスラエルとこの地を祝福してください。」という神への祈願、さらには「これは、私たちの先祖に誓われたとおりに私たちに下さった地、乳と蜜の流れる地です。」との感謝で締め括られます。カナンに地に住まわせてくださったのは他ならぬ神です。ですから、すべては神の祝福次第です。神が祝福してくだされば、カナンは「乳と蜜の流れる地」として豊かな収穫をもたらします。でも、神の祝福がなければそうはなりません。ここで言うと、イスラエルが毎年「十分の一」に加えて「第三年目の十分の一」を神にささげるならば、神の「祝福」によって、「乳と蜜の流れる地」カナンは神の民イスラエルに豊かな収穫をもたらす、ということになります。ここで告白する者は、「私はあなたに従ってささげました。だから祝福してください。」と神に祈ります。ここには、神への従順が豊かな神の「祝福」をもたらす、という前提があります。

神は、私たちの見えない「聖なる住まいの天から見おろして」、ご自身のみことばに忠実に従う者を祝福なさいます。ここに集うみなさんが神のみこころを全うして、神がくださる「乳と蜜の流れる地」でたくさんの祝福をいただき、これを隣人に分かち合う幸いな生涯を生きていかれるよう祈ります。